

関金地区情報通信基盤設備引込工事

特 記 仕 様 書

令和4年4月
鳥取県倉吉市

第1章 総則

1-1.目的

この施設整備工事特記仕様書は、関金地区情報通信基盤設備引込工事における住民宅への引込工事について最低限の機能につき記述することを目的とする。

1-2.適用範囲

この仕様書は、引込整備工事に適用し下記記述事項以外は「関金地区情報通信基盤設備引込工事 実施設計図面」による。

1-3 適用法令・規則

本仕様の記載に関しては、下記法令・規格及び基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも、他に法令等の定めのあるものはこれを遵守し、基準があればそれに準ずることとする。

- (1) 有線電気通信法及びこれに基づく規則等
- (2) 放送法及びこれに基づく規則等(新放送法)
- (3) 電気通信事業法及びこれに基づく規則等
- (4) 電気設備技術基準及び電気工事関係法令
- (5) 日本工業規格(JIS)及び日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (6) 日本電気工業会規格(JEM)
- (7) 日本電子機械工業会標準規格(EIAJ)
- (8) 電子情報技術産業協会規格(JEITA)
- (9) 倉吉市条例及び諸規則
- (10) その他関係法令

1-4 工事(契約)範囲

- (1) 設計図書に基づく設備の設置・配線・調整・試験等、工事完成までの一式
- (2) 施設設置に関する関係機関への届出・申請等の代行業務
- (3) 届出・申請等に伴う検証データの作成、技術的事項及び検査立会等
- (4) 関係官庁への許可・認可の申請手続きの一切を代行すること。
- (5) 本工事遂行上必要となる付帯工事及び監督員が指示するもの。

1-5 工事期間

本工事の期間は、契約日の翌日より令和5年3月31日までとする。

1-6 提出書類

本工事契約締結後、倉吉市の指示する期日までに次に掲げる書類を倉吉市に必要部数提出し承認を得ること。

- (1) 着工前
 - ① 工事着工届
 - ② 工事工程表
 - ③ 現場代理人届及び監理技術者専任届

- (2) 施工時
 - ① 施工体制表
 - ② 施工計画書
 - ③ 下請人届
 - ④ 使用機材承認願い
 - ⑤ 進捗状況報告
 - ⑥ その他倉吉市が指示するもの

- (3) 完成時

- ① 工事完成届
- ② 完成図書
 - 図面関係一式
 - 工事写真／完成写真
 - 試験調整結果報告書
 - 検査表／試験成績書
 - 工事打合せ簿／工事日報
 - 申請書／許可書等の写し
 - 産業廃棄物処理報告書
 - 安全に関する報告書
- ③ その他倉吉市が指示するもの

1-7 検査・引き渡し

- (1) 監督員が必要と認めた場合、工場検査等中間検査を行う場合がある。
- (2) 本工事完成後速やかに検査を行う。この検査の合格をもって完成とする。

1-8 契約不適合責任

契約不適合責任は引き渡しの日から一年間とする。期間に生じた故障で、請負者の過失によるものは無償で修復し、内容を報告するものとする。

1-9 技術指導

施設を効率且つ安全に運用できるよう本工事の完了後、市の求めに応じ、本市担当職員に対する技術指導等の機会を設けること。

1-10 守秘義務

本工事の履行により知り得た相手方の情報を、工事履行中は勿論、工事の終了後においても、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ただし、一般公知事項や相手方の了解を得たものについてはこの限りではない。

1-11 特許等

本仕様書に基づき製作し、工事に係わる特許等工業所有権に抵触するものについては、請負者において対処するものとする。

また、本事業に関連して知的財産権の侵害があった場合は、請負者がこれを処理すること。

1-12 留意事項

- (1) 工事にあたり事前に設計書の確認を行い、倉吉市の承認を得ること。
- (2) 現場代理人を現場に常駐させるとともに、工事に従事する者は十分な経験と技能を有するものとし、必要とする資格を有する者が施工にあたること。
- (3) 工事用設備、器具等は工事終了後に現場から搬出し、その現場を原状に復旧すること。
- (4) 建造物に穴あけ等の加工を行う場合は事前に監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 建造物または既存施設に損傷を与えたとき、または第三者の身体に危害を与えたときは、請負者の責任で解決するものとし、事案が発生したときは速やかに監督員に報告すること。
- (6) 仕様書に記載されていない事項は倉吉市の指示に従うものとする。
- (7) 使用する材料等は、JIS規格に定められたものについては、原則としてJIS規格のものを使用すること。
- (8) 建設業法および下請関係の合理化に関する諸通達を厳守すること。

1-13 疑義

本契約において疑義の生じた事項及び設計図書に定めない事項については倉吉市の指示、協議により施工すること。

1-14 安全衛生

- (1) 労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全確保に万全の対策を講じること。
- (2) 安全確保のため作業現場毎に安全管理責任者を設け、緊急時の処置など安全体制を確立すること。
- (3) 安全管理責任者は安全のための守則、方法等具体的な対策を定めこれを推進すること。
- (4) 工事用機械等は常に点検・整備するとともに、適正に使用し事故防止に努めること。
- (5) 仮設構造物は、施工中の条件に十分耐えうる構造とし、常に点検、補修を行い事故防止に努めること。
- (6) マンホールなどにおける作業においては、換気、ガス検知、酸素濃度の測定を行い、ガス爆発および酸素欠乏などによる事故防止に努めること。
- (7) 高所作業及び開口部などに接近して作業を行う場合は、必要な墜落防止対策を講ずるなど事故防止に努めること。
- (8) 充電部を取り扱う作業および充電部に接近して行う場合は、適切な感電防止対策を講じ、事故防止に努めること。
- (9) 車両運転中の交通事故防止をはかるとともに、作業現場の環境に応じて交通誘導員を配置するなど交通安全に努める。また、作業現場への車両などの飛び込み防止に努めること。
- (10) 電気、ガス、上下水道など作業現場周辺の他者施設に接近して工事を行う場合は、施設管理者立ち会いを求め、適切な防護措置を講ずるとともに常に安全点検を行い事故の防止に努めること。
- (11) 掘さく、杭打ちなどに先立ち土質、湧水、周辺構造物、地下埋設物などの調査を十分に行い安全な工法を選定し、施工にあたっての事故防止に努めること。
- (12) 劇毒物、ガソリン、油脂、火薬類などの取扱いおよび保管は、火気、摩擦、衝撃などに注意するなど危険防止に努め、火災防止、火気の取扱い方法、使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めること。
- (13) 施工に伴い発生する廃棄物の処理は慎重に行い、書面により廃棄物処理に関する承認を受けること。
- (14) 事故発生時の緊急連絡方法などを定め、緊急時における連絡および措置を適切に実施できるように作業員に周知徹底をはかること。
- (15) 人身事故が発生したときは、人命救助に最善をつくすとともに直ちに監督員に報告すること。
- (16) 設備事故が発生したときは、事故の拡大を防ぐとともに直ちに監督員および関係機関に連絡し、慎重かつ迅速な復旧に努めること。

第2章 共通仕様

2-1 一般事項

- (1) 工事設計書の数量は参考数値であり、工事实績により設計変更を行う。
- (2) 本工事に使用する資材は、JIS 等規格品とする。
- (3) 光ケーブルのケーブル長は住民に確認の上、現地の状況に併せ、最適な長さで施工すること。
- (4) 本事業に付帯して発生する工事については、仕様の記載の有無にかかわらず、監督員と協議の上、本事業内にて実施すること。
- (5) 住民からの問い合わせ等に対応するための連絡窓口を作り、明示すること。また、工事対象となる住民宅には案内文を作成し配布すること。
- (6) 住民宅内での工事の前後において、住民からの問い合わせや機器の不具合等については、請負者の責において速やかに対応すること。

2-2 電氣的条件

- (1) 連続使用が可能であること。
- (2) 電源電圧の変動は、定格電圧に対し±10%の範囲内で良好に動作するものであること。
- (3) 特に電源の安定を必要とする機器に対しては、安定化電源を使用すること。

2-3 安全対策

- (1) 施設は、人体に対する危険や既設造営物へ障害とならないよう、対策を講ずるなどして地域社会の生活に悪影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 本施設により、人体及び設備に妨害を与えた場合には、監督員へ報告承認後、請負者が責任をもって対応するものとする。

第3章 工事内容

3-1 工事事項

(1) 引込工事

対象の住民宅に最寄りのクロージャから光ケーブルを引き込み配線すること。住民宅壁面等にV-ONU装置を設置し、光ケーブルを接続の上、動作確認すること。工事に当たっては運用を行う日本海ケーブルネットワーク株式会社の工事基準に基づき行うこと。

工事に伴い使用するV-ONU装置は日本海ケーブルネットワーク株式会社より提供される。そのセンター統合管理システムへの設定登録作業も日本海ケーブルネットワーク株式会社により行われる。

(2) 申請業務

本事業を実施するにあたり、必要な地元住民及び地元代表者との調整、中国電力株式会社、西日本電信電話株式会社、関係官庁等への申請(届出)書の作成、提出も本工事内容に含むものとする。

(3) 自営柱建柱

中国電力株式会社、西日本電信電話株式会社等への申請が不承諾となった場合は、私有地、民地等の借用の交渉をし、自営柱を建柱すること。

(4) 撤去

撤去物は原則、産業廃棄物として処分を行うこととする。なお、適法な回収業者への売却処分も可能とするが、処分益が生じた場合は設計変更の対象とする。

(5) 付帯設備

本事業を実施するにあたり付帯して発生する物品や工事は付帯設備として本事業内費用にて実施すること。

(6) その他

住民から上記以外の追加工事を依頼された場合は、倉吉市と調整の上、実施すること。